

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所在地	千葉県鎌ケ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	令和 5 年 8 月 4 日 ~ 令和 5 年 12 月 11 日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人習志野 菊田みのり保育園 シャカイフクシホウジンナラシノ キクタミノリホイクエン		
所在地	〒275-0016 千葉県習志野市津田沼4-6-6		
交通手段	JR津田沼駅 徒歩15分 京成津田沼駅 徒歩5分		
電 話	047-406-3434	FAX	047-406-3417
ホームページ	http://kt.nrsn.jp/		
経営法人	社会福祉法人習志野		
開設年月日	平成30年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	15	24	40	40	40	171		
敷地面積	4530.37㎡			保育面積			1668.93㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	健康管理マニュアルにより管理								
食事	完全給食・離乳食・アレルギー対応・おやつ(3歳未満児午前と午後2回・3歳以上児午後1回)								
利用時間	7時~20時								
休 日	日曜・祭日・年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	幼保小交流(公立幼稚園・小学校・他保育園) ブロック交流(市立保育園) 菊田公民館文化祭参加(製作物出品) ボランティア受け入れ 職場体験受け入れ								
保護者会活動	年長組保護者の活動支援								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	30	8	38	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	29	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	3	4	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園申請 習志野市役所こども部こども保育課	
申請窓口開設時間	8時30分～17時	
申請時注意事項	提出書類・入園要件	
サービス決定までの時間	習志野市の規程による	
入所相談	習志野市役所こども部こども保育課及び菊田みのり保育園	
利用料金	習志野市の規程による	
食事料金	給食費 月額6,600円（幼児組のみ）	
苦情対応	窓口設置	受付担当者：主任保育士 高田敬子 解決責任者：園長 加納千恵子
	第三者委員の設置	岡 久郎 五関 清

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p><保育理念> 「知育・徳育・体育の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てる」 <保育方針> ・子ども一人一人の特性に応じた養護・教育を行い、安心・安全な保育環境の中で、生き生きと過ごせるようにする。 ・保育士と子どもの信頼関係を基盤にした子ども同士の健やかな人間関係の育成をする。 ・乳幼児期の自我の形成と主体性を育む保育の展開をする。 ・家庭の保育ニーズに応じながら、親子関係を軸にして家族の絆を大切にしたい子育て支援の推進をする。 ・地域社会との連携、交流を図る。 <保育目標> 「明るく元気な子ども」 「やさしく思いやりのある子ども」 「よく考え、工夫する子ども」</p>
<p>特 徴</p>	<p>習志野市立菊田保育所の閉所にあたり移管先として、平成28年4月1日に「社会福祉法人習志野 谷津みのり保育園」が開園し、菊田みのり保育園は平成30年4月1日に開園した。保育理念である「知育・徳育・体育の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てる」は、みのりグループで統一して取り組んでいる。 具体的な保育内容としては、遊びの中で五感（視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚）を使って様々な経験や活動を行うこととしている。創意工夫による特色ある運営としては、幼児組のオープン保育（なかよしデー）の実施（月1回）、4～5歳児の専門的な資格をもった講師による「英語で遊ぼう！」（年10回）、「運動遊び」（年10回）、キッズダンス（年9回）を実施している。 「英語で遊ぼう」のアンドリュウ先生、「運動遊び」の山田佳幸先生、「キッズダンス」の長澤綾乃先生は、長年勤めてくださっているため子ども達の実態を理解して指導にあたってくれており、子どもたちは遊びの中で体を動かす楽しさを味わうことができている。費用に関しては保育園負担としている。 月刊誌を毎月購入（保護者負担）し、保育活動に取り入れたり、家庭での読み聞かせを促す教材として活用している。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園児一人一人の心身の発達、個人差に応じた養護・教育を行い、安心・安全な保育環境の中でのびのびと過ごせるようにしている。 ・保育士との信頼関係を築きながら、情緒の安定を図り、自主性、思考力、創造力を育てることができるようにしている。 ・保育園で調理した給食やおやつを用意し、一人一人に応じた離乳食やアレルギー除去食の対応をしている。 ・近隣の公立保育所、幼稚園、小学校との交流を行っている。 ・みのりグループである「学校法人田久保学園」は、昭和46年に設立した「習志野みのり幼稚園（現こども園）」、その後設立の「みのり第二幼稚園」とともに半世紀以上にわたり幼児教育に携わってきた。また、乳児期の保育の重要性・必要性を考え、平成26年に認可外保育園の「みのり保育園」、平成28年に社会福祉法人習志野「谷津みのり保育園」、平成29年に学校法人「みのりつくしこども園」、平成30年に社会福祉法人習志野「菊田みのり保育園」を開園した。 ・習志野市消防本部より応急手当協力事業所として認定を受けている。 ・地域の方には一時保育と園庭開放を提供している。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1, 自然がいっぱいの園庭で、子どもたちは明るく伸び伸びと遊びを楽しんでいます。
松の大木が林立する築山、夏みかんの木、びわの木などさまざまな樹木がある広い園庭で築山登り、鉄棒、砂場遊びや昆虫に触れたり、草花に囲まれながら遊べる自然豊かな環境は子どもたちには魅力的な遊び場になっています。好きな遊びを異年齢の子どもたちが一緒になって楽しんでいます。職員は、子どもたちに声がけをし会話をしながら温かく見守っています。園全体が家族的な雰囲気になっています。令和5年度計画で、幼児リーダーと乳児リーダーを中心とする職員グループで園庭の使い方や環境・遊具・遊びなどを見直し、子どもたちがより楽しめる園庭作りに取り組んでいます。
2, 「笑顔輝く保育園 ～子どもも 保護者も 職員も～」保護者の意見を大事にした、園作りに取り組んでいます。
本園は創立6年目を迎え、2回目の千葉県福祉サービス第三者評価を受審しました。その中で実施した保護者アンケートで保護者から高い評価を受けました。特に設問2「園の職員が生き生きとし、子どもや保護者に明るく笑顔で接していますか」に高い支持がありました。園の中期指針「笑顔輝く保育園 ～子どもも 保護者も 職員も～」の下に、運動会、運営委員会等の各行事後には必ずアンケートを行い、保護者意見を一つひとつ大事に園作りに取り込んできたことが、保護者の高い支持に繋がったものと思われれます。また、登降園時には、職員が子どもと保護者に声かけを行う気やすい雰囲気の中で、保護者意見をいただいています。
さらに取り組みが望まれるところ
1, 重点目標(重要課題)は行動計画に展開して、全職員で推進していくことが望めます。
令和5年度計画が策定され、重点目標(重点課題)①創意ある保育・教育 ②開かれた保育・教育 ③安心・安全な環境 ④保育士の資質向上 が進捗していますが、職員の関わりに不明確な部分を残しています。計画の具体的な成果の設定を行うと共に、行動計画(5W1H)を作り、職員の役割を明確にし、全職員が参加する「チーム菊田みのり」に力を結集し課題解決に努めることが望めます。また、計画の用語は、本基準に統一することが望めます。
2, 不審者防止のために、玄関口のセキュリティ強化が望めます。
園舎は大通りに面した住宅街に立地しています。玄関には防犯カメラが設置されていますが、人が開閉を行う鍵が採用されています。登降園の多い時間帯には、職員が入りに立ち防犯に取り組んでいますが、時間帯によっては職員が立っていない場合もあり、保護者は安全性に懸念を抱いているようです。セキュリティの強化を行い不審者侵入防止に努めることが望めます。
(評価を受けて、受審事業者の取り組み) 第三者評価については創立2年目に受審し、今年度2回目の受審となりました。平成30年4月に開園して今年度6年目を迎え、保育環境や人的環境、園運営も安定してきたところです。 この度の第三者評価により、保護者や職員の意見から、それぞれの意識や考え等の現状と園運営上の課題が明らかになりました。それらを受けて現在、即対応できることから課題解決に向けて取り組みを進めています。 ご指導を受けた重点目標を事業計画に展開する点については、現在進めている取り組みを5W1Hといった事業計画に位置付け、全職員の参画により進めていきます。また、安全上の課題については、施設・設備の改修やそれに伴う経費が必要になることから、経営者と協議して課題解決につなげ、安心安全な園運営に努めます。 第三者評価の受審を機に、今後も「チーム菊田みのり」をスローガンに全職員で、子どもも保護者も職員も、そして地域も笑顔が輝く保育園運営を目指して取り組みを進めて参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	5	1	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3		
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5		
				環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
				事故対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
				災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1	
		計				134	2

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針・保育目標(基本情報に記載)を、重要事項説明書、入園のしおり、ホームページに記載しています。 ・園の保育目標を ①明るく元気な子ども ②優しく思いやりのある子ども ③よく考え、工夫する子ども と定めており、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができます。 ・理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれています。 		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・方針等は、玄関・各クラス・職員室・遊戯室に掲示しています。また、理念・基本方針等が記載された「教育保育計画(規程・マニュアル集)」を全職員に配付しています。 ・理念・方針等は、職員会議や研修会で話し合いを行い共有化を図っています。 ・理念・方針の実践は職員会議等で話し合い、実行面の反省を行っています。また、自己評価制度の中でも実行面の反省を行っています。 		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・方針は入園説明会で入園のしおりや重要事項説明書を配付し、分かりやすい説明を行っています。 ・理念・方針の実践面は保護者懇談会で説明し、話し合いを行っています。 ・理念・方針の実践面は「園だより」や「クラスだより」等で、また、保護者懇談会では映像で子どもたちの姿を伝えています。 <p>また、朝夕の子どもの登降園時には、保護者に声かけを行い子どもの様子を伝えるようにしています。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・長期事業計画は作られていません。中期的な指針「笑顔輝く保育園～子どもも保護者も職員も～」の下に、令和5年度の重点目標(重要事業計画)を作成しています。 ・理念・基本方針、事業環境の分析、現状の反省から、重要課題が明確にされています。 ・重点目標(重要事業計画)は、全職員が参加する職員会議で話し合いを行うなど透明性を確保しています。 ・重要事業計画策定では、計画の具体的な成果を設定することが望まれます。 ・事業計画上では、本評価基準書に沿った用語で統一することが望まれます。 		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定に当たっては、職員会議やリーダー会議で問題や意見を集約し反映させています。 ・年度初めの職員会議で、方針や事業計画等について説明し全職員に周知しています。 ・事業計画は、年3回(初期・中期・後期)に分けて、職員会議で実施状況の把握、評価を行っています。 		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・方針の実践面の確認は職員会議や面談等で行い、問題がある場合、園長は改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮しています。 ・「チーム菊田みのもり」を合言葉に、一人ひとりの思いや考え方を発信したり受け止めたりすることを大切にし、園運営に対し参画意識を持てるような職場作りをしています。 ・令和5年度事業計画に研修計画(園内研修・園外研修)を掲載し、職員が意欲的に参加できるようにしています。 ・勤務実績評価票により評価を行っています。評価は自己評価(個人)と1次評価(主任保育士)2次評価(園長)の3段階で評価し、評価が公平にできるように工夫しています。 		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則に遵守すべき法令等を明記しています。「教育・保育計画(就業規則を含む)」は職員に配付しています。 ・年間教育計画に沿って、「倫理・人権教育」をテーマとした研修を実施して職員に周知しています。 ・「個人情報の取り扱いについて」「職員としての心得」を全職員に配付し、園内研修で周知しています。 		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に定める定員計画があり実行しています。 ・「教育・保育計画」の中に職務分担表があり、職員の役割を明確にしています。 ・本園は自己評価制度を採用しています。本人が行った評価(自己評価票と勤務実績評価票)をベースに、園長と本人が自己目標の達成度について話し合いを行い、その後園長が評価を決定しています。 ・評価結果は、園長が本人に説明し、次の目標設定に繋げています。 		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ等は、担当者が集計を行い園長が定期的に確認しています。 ・有給休暇等の取得希望調査を行い、勤務シフト表を作成しています。問題がある場合は、園長・主任保育士が改善計画を立て実行しています。 ・常に声かけを行うなど、職員が相談しやすい職場の雰囲気を作っています。また、園長や主任保育士が必要に応じて職員の相談に対応しています。 ・職員の希望を聴取し、借り上げ宿舎・慶弔見舞金・健康診断等職員の福利厚生に関する規程を整備しています。 ・育児・介護休暇等に関する規程を整備し、職員が休暇を取りやすい環境を作っています。 		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期の人材育成計画(キャリアアップ研修計画)があり、計画に沿って実行しています。 ・職種別、役割別に園内研修計画(初級職員・中級職員・リーダー職員)を作っており、園長・主任・リーダー保育士が担当し実施しています。 ・年度研修計画が作られ実施しています。研修計画は受講者のレポートを参考に必要な見直しを行っています。 ・経験や職種に応じて、個別育成計画・目標が明確になっています。職員は計画的にキャリアアップ研修に参加しています。 ・複数の保育士がクラスを担当しており、実践の場で後輩保育士は先輩保育士からスキルを学んでいます。 		
11	<p>全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの人権の視点に立った保育について」「職員としての心得」を配付し、人権尊重に関する園内研修会を実施しています。 ・個人の意思を尊重する子どもに寄り添った保育の実践を目標に、研修会等で共通理解を図っています。 ・不適切な言動が発生しないように、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、職員会で必要な対策を立て実行しています。 ・虐待が疑われる事案が発生した場合は、「虐待防止に関するマニュアル」に沿って習志野市子ども保育課および支援課、千葉県児童相談所等の関係機関と連携して対応する体制が出来ています。 		
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に関する方針は、ホームページや入園のしおりに掲載しています。また、園内の掲示板に掲載しています。 ・個人情報の利用目的については、入園のしおりに明示しています。 ・個人情報のサービス提供記録の開示についても、入園のしおりに明示しています。 ・「教育保育計画」「個人情報について」に個人情報の取り扱いを明記し、周知しています。また、実習生やボランティアにはオリエンテーション時に守秘義務について周知徹底しています。 		
13	<p>利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行事後と年度末に保護者アンケートを実施し、保護者からの意見や要望は職員会議で検討を行い今後に反映しています。 ・把握した問題点については、職員会議で改善策を立て実行しています。 ・保護者が担任や他の職員に質問や意見を言いやすいように、登降園時に保護者に声かけをするなど、話しやすい雰囲気作りを行っています。意見箱の他に連絡帳を通じて保護者の相談や意見を受けるような取り組みを行っています。 ・連絡帳を通して保護者から相談や意見があった時は、必要に応じて担任、主任保育士、園長が保護者またはその家族と面談を行っています。面談内容は記録に残しています。 		
14	<p>苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書に相談、苦情等の対応窓口及び担当者が明記され、入園説明会で説明を行い周知しています。 ・「苦情対応マニュアル」を配付し、職員に周知しています。 ・相談、苦情等の対応に関する記録を残しており、問題がある場合は職員会議で検討し解決しています。 ・苦情解決内容は、保護者に説明し納得を得ています。 		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価は年3回職員各自が保育を振り返り、その後園長と個人面談を行い改善点を明確にしています。また、勤務実績票を活用して各自設定した目標について振り返りを行い園長や主任保育士が評価し改善に努めています。 ・令和4年度の自己評価の課題と改善点を職員で話し合い見直しをして取り組み保育の内容向上に努めています。(園庭の見直し、食育等) ・自己評価、第三者評価の結果を公表し、質の向上に努めています。 		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育保育計画」に教育保育、保健安全、食育、研修等の計画やマニュアルを作成し、業務の手順をわかりやすく記載しています。 ・全職員が研修や職員会議、打ち合わせなどで各マニュアルの共通理解を図り、統一した手順で対応できるように努めています。 ・各種マニュアル作成見直しは、年度末や必要に応じて担当職員を中心に行い、全職員に周知徹底をしています。 		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園への問い合わせや園見学については園のホームページに記載しています。 ・見学者には入園のしおり(抜粋版)を配布して、室内外の施設を資料を見ながら説明し、質問に対して丁寧に回答しています(今年度は、70名の見学希望者がいました)。 		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会では、入園のしおりを各保護者に配付し、保育理念や保育方針、保育目標、保育内容等について説明を行っています。入園後の保護者懇談会で再度説明をし周知しています。また、活動の様子を映像を通して伝える工夫をしています。 ・入園説明会後に保護者から承諾書および同意書を得ています。 ・説明会や懇談会で保護者の意見や要望を確認し、記録化しています。 		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。 ・全体的な計画には、園の保育理念、保育方針、保育目標、保育内容を組み込み、毎年職員で子どもの家庭や地域の実態を確認・考慮して計画を作成しています。 ・職員会議、保育打ち合わせ、研修等全職員で確認し共通理解を深めています。 		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的な計画に基づき指導計画(月案は0～5歳児、週案は2～5歳児、日案は3～5歳児)を作成しています。 ・ 0～2歳児や特別に配慮が必要な子どもに対しては、個別計画を作成しています。 ・ 毎週各クラス担任が発達過程、生活の連続性、季節感等を考慮して子どもの実態に応じて指導計画を立案しています。 ・ 活動のねらいや内容等に応じて教材や教具を準備したり、教材研究を行ったりして必要な環境整備に取り組んでいます。 ・ 日々の指導、実践を振り返り、環境を見直し改善に努めています。 		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に合った玩具や教材・遊具を手作りしたり準備したりして保育の充実に努めています。 ・ 3～5歳児は発達に応じた素材を用意し、自分で取り出して遊べるように遊びに応じた環境作りに取り組んでいます。 ・ 0、1歳児の保育室は低いパーテーションで区切り生活と遊びの空間を分けています。2歳児は遊びの内容によりパーテーションを移動し小グループで落ち着いて遊べるようにしています。3～5歳児クラスは、好きな遊びやグループ活動ができるような場を確保するためにランチルームやフリールームを活用した環境作りをしています。 ・ グループ別活動は、園舎全体を使いじっくりと活動ができるように時間の確保や工夫をしながら取り組んでいます。 ・ 子ども自ら取り組めるような環境作り(教材コーナーの設置やわかりやすい表示の設定等)をしたり、異年齢児とのかかわりが自然な形でできるように打ち合わせを密にして、生活全体が3～5歳児の主体性を重視した取り組みになるように努めています。 		
22	<p>身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広々とした園庭には築山があり、草花や昆虫に触れることができる豊かな自然環境が整っている中で、いつでも子どもたちは伸び伸びと楽しく遊んでいます。5歳児を中心に畑で野菜の苗を植え、毎日水やりや草取りをしながら生長していく様子を観察をしています。収穫した野菜は給食室で調理してもらい昼食やおやつに食べています。 ・ 3～5歳児は近隣を小グループで散歩したり公園で遊んでいます。地域の公民館の行事(秋祭り)に子どもたちの制作物を出品し、地域交流をする機会になっています。 ・ 5歳児は、コロナ禍で自粛していた近隣の小学校児童、幼稚園児、保育園児との交流活動を再開しました。 ・ 3～5歳児クラスが月1回実施している「なかよしデー」では、季節や行事を遊びの環境として取り入れ、夏は夏祭り、秋は世代間交流(秋祭り)、冬にはお楽しみ会など生活に変化や潤いを、与えることができるように計画的に取り組んでいます。 ・ 5歳児はお茶室で茶の湯の作法を体験しながら、日本の伝統文化を学んでいます。 		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。

(評価コメント)

- 一人ひとりの特性を理解するように全職員で情報の共有をし、子どもへの言葉かけや対応に努めています。
- 子ども同士のけんかやトラブルは、場面を見逃さず双方が自己を表出しているか、周りにいる子どもの対応はどうかなどを把握して全職員が共通理解をして援助するように努めています。
- 集団生活の中で必要なルールを子どもたちと一緒に作ることで、自主的に守ろうとする態度を養えるようにしています。(例:今、園庭では三輪車で遊べるかどうか○×の標識を見て自分で判断をして遊ぶようにしています)
- 3、4歳児は、お手伝いからはじめ、5歳児は朝の出席調べや水やり等の当番活動を行い、自分たちの役割を自覚して活動しています。
- 発達に応じて協同的な活動を計画的に取り入れています。5歳児組は、友達と考えを出し合い、試行錯誤する経験を意図的に取り入れています。
- 月1回「なかよしデー」を実施して、3～5歳児の異年齢交流を意図的に行い、さまざまな子どもたちと関りを深めることで互いに認め合う心が育まれています。園庭では、日常的に自然に交流しながら一緒に遊んでいます。

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
----	-----------------------	---

(評価コメント)

- 特別な配慮を必要とする子どもは複数在籍しています。個別の対応をするために加配の保育士が、橋渡しをしながら場面に合った関わり合いが出来るようにしています。
- 担当職員は、個別指導計画を作成し、環境構成や活動の流れ声かけなどについて事前に一日の流れを想定して対応をしています。また一日、週、月と振り返りを行い記録して、担任やその他の職員と情報を共有し指導の方向性を共通にして保育をしています。
- 月1回の乳幼児打ち合わせや職員会議で当該園児の姿や指導内容、配慮事項について職員全体に周知し、共通理解を図っています。
- 特別支援教育に関する研修(習志野市主催の研修やキャリアアップ研修)を受講しています。必要に応じてひまわり発達相談センターや子ども保育課と連携し、巡回相談や助言・指導を受けています。
- 保護者には、日常から生活や友だちとのかかわりの様子を知らせています。また、定期的に担任や園長、主任保育士が面談を実施し、配慮事項や行事の取り組み方など共通理解を図り支援につなげています。

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
----	---------------------------	--

(評価コメント)

- 引継ぎは、「引継ぎノート」を利用して共有し、必要に応じて保護者に説明をしています。また、全職員には「職員連絡ノート」を回覧し共有するように努めています。
- 担当職員は短時間保育職員を対象に今年度は幼児理解、特別支援教育などのテーマで4回の研修を実施しています。
- 時間外保育は、子どもが安心・安定して過ごせるようにクラスごとに過ごし、人数が少なくなってきたら合同保育を取り入れています。また、担当職員を中心に状況に応じてその都度、物的環境や人的環境等適切な環境整備に取り組んでいます。

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
----	------------------------	---

(評価コメント)

- 各クラスの掲示板や連絡帳で一日の活動の様子を知らせています。また、写真を掲示して知らせることもあります。
- 保護者から相談があった場合は、相談に応じる体制を整え、面談内容は記録して園長に報告をしています。
- 習志野市主催の幼保小関連研修(地区研修)に参加し、近隣の保育所、幼稚園、小学校と連携して子ども同士の交流、保育や授業の公開(職員研修)を行っています。
- 保育所児童要録は、就学先の小学校に送付しています。
- 保育参観(参加)は、0～2歳児クラスは年2回、3～5歳児クラスは年3回実施しています。懇談会は5月に実施しました。今年度は感染症等で実施できない状況があり、1回の実施でした。
- 保護者からは、集まる機会がほとんどなく、同じクラスのお友だちや他の保護者と関わる機会がない、先生や保護者同士で語り合いたい、学びたいなど親同士の交流を深めたいという声が出ています。保護者支援の一環として懇談会の内容、回数等見直ししていくことが望まれます。(園長先生が保護者同士の親睦を深める交流の場として茶室での茶会も検討しています。)

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
----	-------------------------------------	--

(評価コメント)

- 乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、日常的に防止に努めることを全職員で共有しながら保育を行っています。(0歳児は5分・1、2歳児は15分・3歳以上児は30分ごとに確認をし記録に残しています。)また、看護師や主任保育士が午睡時に各保育室を巡回し注意喚起をしています。
- 午睡時にうつ伏せ寝をさせないことをクラスだよりや保健だよりで保護者に周知しています。
- 当日の朝に保護者から休みの連絡がない場合は、園から家庭に連絡して確認をしています。
- 保健年間計画に基づいて健康診断を実施しています。(嘱託医による内科健診、歯科検診、眼科検診、看護師による視力検査、尿検査)結果は「乳幼児健康診断票」に記録し、保護者には「けんこうのきろく」で知らせています。
- 毎日登園時に観察、口頭、保護者記入の連絡帳等で健康状態を把握しています。看護師、主任保育士、園長が各クラスを巡回しながら健康状態の把握に努めています。
- 日常的に子どもの心身の状態を観察し、変化がある場合は、園長や主任保育士に報告をする、連絡がなく休みが続いた場合は園から家庭に連絡をするなど全職員が共通理解をして対応をしています。そして、虐待が疑われる場合には、千葉県児童相談所や習志野市こども保育課、子育て支援課等の関係機関と連携して対応するようにしています。

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
----	-----------------------	---

(評価コメント)

- 保育中の体調不良や傷害が発生した時には、「けがや病気の対応マニュアル」に基づき適切に対応し、子どもの状態に応じて保護者に連絡しています。
- 感染症発生時や感染拡大の恐れがある場合は、県の保健センターや市の子ども保育課に報告・相談し、感染拡大防止に努めています。保護者や職員には、手洗いの励行などを行い感染拡大防止に努めています。
- 「感染症マニュアル」に基づいて各クラスに嘔吐セットや処理バケツ等を用意して緊急事態に備えています。毎年嘔吐処理の仕方について適切な処理ができるように全職員を対象に研修を行っています。
- 職員室の一角に保健室があり、子どもの体調不良時に休めるようになっています。救急用の薬品の管理や補充は看護師が行い、けがや病気の時には保健日誌に記録をしています。
- 感染症等の発生状況については掲示板や保健だよりで保護者に周知しています。

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> 食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
----	--------------	---

(評価コメント)

- ・「食育年間計画」を作成し、給食メニューに沿って、きぬさやむき、とうもろこしの皮むき、おにぎり作り、ピザ作りや食育三色群の話など計画的に取り組んでいます。全職員による自己評価にて食育計画の振り返りを行い改善をしています。
- ・子ども菜園で食育の一環として野菜(トマト・きゅうり・なす・さつまいも等)を育て、収穫した野菜を調理室で調理して提供してもらっています。また、当番活動で毎朝給食人数を調理室に報告するなど、意図的に子どもたちがかわりを持つようにしています。
- ・食物アレルギーがある子どもには、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき除去、代替食を提供しています。今年度はカレイ、ごまのアレルギー児がいて複数の職員で確認をしながら配膳をしています。
- ・3歳児はフリールームで4、5歳児はランチルームで一人ひとりの子どもの状況に応じた声をかけをし、一斉に食べるのではなく時差で食べるような配慮をしています。
- ・職員が一人で配膳と食事指導をしていましたが、目が行き届きづらい状況にあります。園内研修等で食育について話し合い適切な食事指導や楽しく食べるための環境整備を検討していくことが望まれます。

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
----	---------------------	--

(評価コメント)

- ・各保育室の温度・湿度を一日2回(午前、午後)計測し安全点検表に記録しています。常に天窓を開閉して換気に努めています。(冬時期は加湿器を設置)
- ・保健計画に基づき看護師は、子どもたちに手洗いの仕方や必要性を伝えています。各保育室やトイレの衛生的な環境作りや管理に努めています。
- ・用務員や地域の方に協力してもらい園庭と外回りの環境整備を行っています。また、定期的にエアコンの清掃、倉庫の整理整頓等を行い安心安全、快適に過ごせる環境作りを努めています。(現在用務員は欠員になっています。)
- ・園内の廊下や階段のほこりやごみが目立つことが多く、清掃ができていないと思っている保護者の意見があります。職員が交代で清掃をしていますが、保育に専念できるように清掃をする用務的な業務をする職員の配置が望まれます。

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
----	--------------------------	---

(評価コメント)

- ・事故発生に備えて「事故発生防止のための指針」が整備され、研修会等で周知されています。今年度は「保育安全計画」を作成し、「教育保育計画」に整備しています。
- ・「インシデント・アクシデントレポート」により、職員会議で発生状況から原因・分析の振り返りを行い、事故防止対策を実施しています。
- ・点検計画に沿って、毎朝、室内外の見回りと遊具等の安全点検を行い記録(チェックリスト)に残しています。点検時に気づいた点は、園長・主任保育士・担当職員に報告し、連絡ノートや職員会議等で全職員に周知して事故防止に努めています。
- ・園周辺の清掃を行う中で、危険箇所の点検を行っています。外部からの不審者の侵入を防止するために、防犯カメラ(ステッカー付)を設置しています。また、子どもたちの登降園時には職員を玄関に配置したりして防犯対策を行っています。
- ・外部からの不審者等の対策として「不審者侵入マニュアル」があり、不審者侵入による事故発生時・事後の対応について体制を整えています。

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
----	--------------------------------	---

(評価コメント)

- ・「災害発生時マニュアル」に組織や役割分担、関係機関との連絡方法が明記され、全職員に周知しています。
- ・避難訓練計画により、毎月訓練を実施しています。
- ・消防署への通報訓練や消防士立ち合い訓練を実施するなど、消防署の定期的な指導を受けています。
- ・当園の立地条件から自然災害(地震・風水害)の被災を想定し、必要な対策を「業務継続計画」に明記し、全職員に周知しています。
- ・子どもや保護者、職員の安否確認については、パステルメールや災害伝言ダイヤル活用を決定し、「業務継続計画」に明記し全職員に周知しています。保護者には入園のしおり等で周知しています。

33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 □ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度から一時保育を再開しています。 令和5年度地域子育て支援計画が進行しています。キャンセル待ちが発生するなど、利用申し込みが徐々に増加しています。この地域では子育てニーズが高く、将来に期待が持たれています。 ・コロナ禍に引き続きノロウイルス集団感染の影響で、施設等の開放は中断しています。今後は行事やその他の活動と調整して、交流の場として再開することを検討しています。 ・一時保育の利用者から子育て等に関する相談を受けた場合は、担当の保育士、主任保育士、園長が対応しています。 ・子育てに関する情報誌、イベント案内、ポスター等を掲示板に貼り出して保護者に情報提供を行っています。 ・再開したまちづくり会議(津田沼地区)に園長が参加し、園の情報提供を行っています。また、自治会、学校、社会福祉協議会等の地域の方々と情報交換を行って交流を広げています。 		